

# はるきTIMES

第5号（2020年 夏）

発行：はるき法律事務所

〒541-0053

大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階

TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612

みなさまに

春が

来る

おてつだいを  
させてください。

今号トピック

※堀内弁護士に聞いてみよう！

※自筆証書遺言書保管制度について

※はるきだより

## ～ 堀内弁護士に聞いてみよう！ ～



物をインターネットで買って配送される場合なんですが、新型コロナウイルスが蔓延したこともあり、荷物が入り口の前に置かれるという「置き配」が増えています。置き配がされた後に荷物が盗まれた場合、補償はされますか？

置き配がはやっていますね。置き配というのは、受け取る人が荷物を実際に手で受け取っていなくても、入り口前に荷物を置いた段階で「受け取った」とするシステムです。ですので、物を注文して配送を依頼したときに、「置き配で構わないです」という表明をしていたら、入り口前に荷物を置いた段階で「受け取った」ということになります。したがって、受け取った以上、それ以降に盗難されても補償はされません。ただ逆に、「置き配で構わないです」という表明をしていないのに入り口前に荷物を置かれても、それは「受け取った」ということにはならないので、盗難されれば補償を請求することが可能ということになります。



コロナウイルスの蔓延でいろいろなところに影響が出ていますが、会社の人事でも影響があるようです。社長がコロナウイルスの蔓延前に、部下に「来年から給料をあげてあげる」とか「来年は昇格させてあげる」と言っていたけれども、コロナウイルス蔓延の影響から会社の売上が激減した場合、約束を守らなければならないのでしょうか？

基本的には、約束を守る必要があります。ただ、売上がどの程度減少したかにもよりますが、「事情変更」ということで、約束を守ることを免れることが可能な場合もあると思われます。



テレワークも増えたように思いますが、それでも押印が必要だったり、会社からFAXをする必要があったりして、出勤が必要になる場合があります。そんな場合には会社から出勤するよう命じられることがあるのですが、出勤によってコロナウイルスに感染するのを避けるために、出勤を拒むことはできますか？

会社との間に雇用関係があるので、会社からの業務命令に従うのが原則です。ただ、コロナウイルスの蔓延状況によっては、出勤に伴う感染のおそれがかかり高くなることもあり得ます。そういう場合には、出勤を命じること自体が不合理で違法ということになり、出勤を拒むことができる可能性はあります。



コロナウイルスについて十分な情報を得て、適切に対応する必要がありますね。

# 自筆証書遺言書保管制度について

## 1 はじめに

2020年冬号（2月）・春号（4月）にてご紹介しました相続についての民法改正について、新たに創設された自筆証書遺言書の保管制度（冬号の①）の詳細を知りたいとのご要望を頂きました。折しも直近の令和2年7月10日から開始されていますので、今回は自筆証書遺言書保管制度（以下、「本制度」といいます）について詳しくご紹介したいと思います。

## 2 本制度を利用するメリット

自筆証書遺言は、原則、家庭裁判所に提出して開封し、検認の手続をとる必要があります（民法1004条）。封をされた遺言書が見つかって、いきなり開封して見てはいけなるとされるのは、この検認の手続が必要なためです。しかし、本制度では、法務局で本人確認をして遺言書を提出保管するため、裁判所の検認手続は不要になります（法務局遺言書保管法第11条）。



## 3 具体的な利用方法

本制度を利用するためには、法務局で日時を予約する必要があります。法務局手続案内予約サービス（<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>）から予約できます。自筆証書遺言書をいきなり法務局に持っていても受け付けてもらえませんのでご注意ください。なお、本制度は法務局の出張所では受け付けていないため、お近くの法務局ではない場合もありますのでご注意ください。

## 4 持参するもの

① 自筆証書遺言書	封はしない。書式については、法務省のホームページ（ <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00057.html">http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00057.html</a> ）などをご参照下さい。財産目録について手書きでなくともパソコンで作成できるようになったり、コピーの添付で良くなったことは2020年冬号①でお話したとおりです。
② 申請書	上記法務省のホームページからダウンロードできます。また法務局にもありますので持参してから作成もできますが、事前に作成しておいた方が手続時間の節約になります。
③ 添付書類	本籍の記載のある住民票等。
④ 本人確認書類	マイナンバーカードや運転免許証等。
⑤ 手数料 （収入印紙）	保管の申請の場合は3900円。保管期間とは関係なく定額です。収入印紙は郵便局もしくは法務局内で買うことができます。

## 5 遺言者が亡くなった後の手続について

遺言者の死後、相続人が閲覧したりすると他の相続人に遺言書が保管されている事実が通知されます。しかし、現状では、誰かが遺言書の保管の事実を知らなければ、法務局に確認しないと遺言書を保管しているという事実が分からないままとなる問題があります。このため、令和3年度以降、法務局が遺言者の死亡の事実を知った場合、遺言者が事前に希望していれば指定した相続人や遺言執行者に遺言書の保管の事実を通知する制度が整備される予定です。

## 6 その他注意点

本制度は文字通り自筆証書遺言書を本人確認して法務局にて保管する制度です。法務局は遺言書が自筆証書遺言書として有効かについて形式面をチェックして保管してくれますが、内容については一切関知しません。そのため法務局で自筆証書遺言の内容について質問しても法務局の人は答えられないのでご注意ください。内容についてのご相談は、はるき法律事務所にて承ります。

今回もお読み頂きありがとうございました。

（東原直樹）

## 取扱業務

### <企業向け業務>

コンプライアンス体制を  
作るための  
総合アドバイザー

企業活動における  
法律に関する  
アドバイザー

顧問契約

### <個人向け業務>

遺言作成

相続問題

夫婦関係問題

その他、法律に関するご相談を承ります。

★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ はるきだより ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★ ☆ ★

コロナ自粛中に行った事といえば、本棚を作りました。我が家は全員マンガ・本が好きで自粛中に本ばかり買っていました。今まで使っていた本棚では足りなくなったので家に合うサイズの本棚を作りました。出来栄は普通ですが、階段の一角に設置したため、そこに小さい布団を敷いて念願のマンガ喫茶風が出来ました（笑）

そこで寝そべりながらジュース片手にマンガや小説を読む・・・私が行こうとすると、子供に天国行くんやろ？と言われます（汗）でも、すぐに寝てしまいます・・・（S）



先日、自宅のベランダの網戸に小さな穴が開いていることに気付きました。家で過ごす時間も充分にあることだし、やってみるか！と網戸の張り替えにチャレンジすることに。お店でウロウロ迷わなくて済むよう、まずはネットで必要な物を調べ、ホームセンターのHPで商品をチェックしてから、必要な物だけ買いに行き、サクッと帰ってきました。作業前にはYouTubeでしっかり予習。少し手こずった箇所もありましたが、分かりやすい動画のおかげで、初めてにしてはそれなりの出来になったのでは、と自画自賛しています。（Y）

はるきTIMESの発行を始めて約1年が経ちました。内容は分かりやすいか、必要とされている情報をお届けできているか、毎回試行錯誤しています。アンケートにて皆様から沢山のご意見やご感想をいただき、事務所一同喜んでおります。少しずつですが皆様からの意見を反映させていただいておりますので、今後も回答して頂けたら嬉しく思います！返信期限はありませんので、いつでもお待ちしております。

はるき法律事務所 弁護士 堀内朗仁 弁護士 東原直樹（大阪弁護士会所属）  
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目7番1号 三星本町ビル8階  
TEL 06-4708-8611 FAX 06-4708-8612 HP <https://www.harukilaw.jp/>